

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第4号 2010.3.19

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

控訴から1年が過ぎました。第4回口頭弁論を4月27日（火）に控え、限界をこえるほどの闘いを続ける西山俊彦神父に現在の心境を語ってもらいました。

原告控訴人の胸の内 ―正義と平和のために闘うことの心苦しき―

西山俊彦神父

「靖国神社無断合祀取消し」控訴は2009年3月6日のこと、無心の一年はアツという間に過ぎ、はや4月27日に第4回口頭弁論を迎えます。これも、ひとえに、無数の支えあつてのこと、感謝の言葉ありませんが、当事者自身の胸の内をご理解いただくことも無意味ではないかと、思いつきました。

毎回入廷前に交わす挨拶があります。私が靖国神社総務課の中山雅雄さんに「遠路ご来阪ご苦労さまです」と言いますと、「お身体の具合はいかがですか」と返ってきます。人間的には礼節を欠かさず、提訴以前に29回に及んだ文書交換でも同じだったはずですが、一旦開廷しますと、「命より大切な、大切な人間性の核心について」原告と被告、控訴人と被控訴人として対峙することになります。柔和でありたい、寛容でありたい、特に信仰者としては⁽¹⁾、と願いつつ法廷闘争を展開することには心苦しさを禁じえませんが、靖国無断合祀がもたらしている諸悪の体制を眼前にすると、心を鬼にして進まなければなりません。

靖国合祀は、一つには「英霊顕彰（戦争犠牲者を崇むべき者として讃えること）」と、二つには「近代史の真実（国の行ったすべての戦争は正義のための戦いであった）を明らかにすること」を表裏一体の使命としていると、湯澤貞元宮司は明言します。⁽²⁾ 後者は、明治以降の帝国主義的侵略戦争を、一つ残らず、正しい戦争であったと正当化し、前者は、軍事的国家目標に殉じた犠牲者を「英霊」「命」「祭神」と歪曲隠蔽する国家至上主義の独善です。同じく後者は、諸国の主権を侵害し人間の尊厳を蹂躪し尽くして平和的共存共栄に逆行した歴史的責任を無罪放免し、前者は、致命殉国を美化し、犠牲者を英霊として顕彰賛美して、人権無視の軍国主義的国家至上主義の永続を保障しました。しかも、我が国近現代史の精神的、思想的支柱を形成してきた靖国合祀の蛮行は、平和憲法の成立によって過去のものになったのではなく、現下の日本を厳然と支配しています。日本国憲法によって一新されたはずの現行体制が旧態依然の国家至上主義のままであることは、これへの異議申し立てが至難の業、本件合祀取消請求が本邦初であるところにも明らかとなっています。

亡父西山忠一の無断合祀を知ったのは2005年1月18日のこと、上記の深刻な事態を踏まえて、提訴の目的を、

1. 最も隷従を強いられてきた他国の犠牲者との国際的連帯（人権と名誉の回復）
2. 皇国史観による犠牲者顕彰を遂行する国家主義体制と国民性への警鐘とそれを正当化する司法への異議申し立て
3. すべての戦争犠牲者とその遺族の靖国の虜囚からの解放と亡父・家族の人権と名誉の回復

の3つと決めましたが、控訴審での今も、全く、変わっておりません。⁽³⁾ 目指すは、この上なく深刻な無数の人権侵害からの回復とその体制の抜本的変革、当座一究極的、直接一間接的、個人一体制的、。。。とさまざまな課題があり、どれ一つとして容易で軽々に実現できるものではありませんが、引き受けてもらえる代理人が一人もいない本人訴訟であれば、可能なものから取り掛かるしかありません。そのような訳で、

「(究極の人間本性権である) 宗教的人格権と (実定法的究極的基本的人権である) 信教の自由権に照らして亡父西山忠一の靖国神社への無断合祀は違法違憲であるから、合祀の可視的記しである霊璽簿からその氏名を抹消せよ」

を請求の趣旨としました。大海の一滴かも知れませんが、結果は予測困難です。しかし、そこに原理的権利利益が明白で、それが人間の尊厳に不可欠で普遍的要件であるならば、説得できないはずはなく、現時点で対決している当事者を含む全ての善意ある人々に通用する解決が得られるものと信じます。

本件請求が、たとえ「蟻の一穴」でしかなくとも、突破口となれさえすれば、それで十二分です。同時に、たとえ本単独控訴人が非力で貧しいものでしかなくとも、理性と良心を磨いて励むならば、そこには、きっと、想いを同じくする誠意と善意の交わりが開けるものと信じます。

- (1) 「あなたたちの中で罪を犯したことはない者が、まず、この女に石を投げなさい。」(ヨハネ8:7)、「自分に罪がないと言うなら、自らを欺いており、真理はわたしたちの内にはありません。」(1ヨハネ1:8)、「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。あなたがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。」(マタイ5:44-45)との教訓で聖書は満ちている。
- (2) 「ご挨拶」『靖国神社遊就館図録』2003、2。
- (3) 拙稿「なぜ「靖国神社合祀取消し訴訟」原告となったのか」『前夜』10号、2007年、67-73。

【第4回口頭弁論】 2010年4月27日(火) 午後3時～
大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～

◇専門家証言にむけて

国際政治学者の武者小路公秀先生むしやこうじきんひでに専門家証言をお願いし、受諾いただきました。
4月27日第4回口頭弁論での証言実現に向けて申請中、高裁の確定回答待ちです。

お願いした内容は、原告・控訴人の亡父西山忠一の靖国神社への無断合祀は、

1. 被控訴人靖国神社に対しては

「憲法二〇条他に反し、違憲である」こと

2. 被控訴人国に対しては

「宗教法人靖国神社への合祀情報提供は、合祀が靖国神社の単独行為であっても、
国との共同行為であっても、政教分離規定にもとり違憲である」こと

他、です。

国際政治学、平和学がご専門の武者小路先生が、靖国合祀取消への強力な決定打としてだけでなく、我が国司法界、思想界、国民意識他、諸思潮からの開眼はもとより、本当の世界平和への着実な一里塚となる証言をして下さること大いに期待しています。

【提出準備書面】(2010.3.19 現在)

◇第1準備書面 全 90 ページ (2009.6.30)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (1)

被侵害利益「宗教的人格権」について—自衛官合祀訴訟との関連で—』

◇第2準備書面 全 113 ページ (2009.9.28)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (2)

被侵害利益「宗教的人格権」について—津地鎮祭訴訟との関連で— 』

◇第3準備書面 全 20 ページ (2009.10.19)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (3)

被侵害利益「宗教的人格権」等についての確認と、求釈明事項の再請求 』

◇第4準備書面 全 18 ページ (2010.1.22)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (4)

被侵害利益「宗教的人格権」等について、各当事者主張の確認請求』

◇第5準備書面 全 11 ページ (2010.1.22)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (5) —両被控訴人間での個人情報授受は

「一般行政サービスの範囲内である」との主張についての、事実確認の請求—』

◇第6準備書面 全 19 ページ (2010.2.2)

『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (6)

被侵害利益「宗教的人格権」等について、各当事者主張の証明不履行について』

1. 1988 年最大判の誤用であるから原審判決は破棄する他なく、公正な判断が求められる 1 件について、控訴審第 2 陳述書 (2009.10.28) から後半部分を掲載いたします。

※前半部分は、ニュース・レターNo.3 に掲載

本件原審判決が判例とした 1988 年最大判では、何を原告・被上告人が被侵害利益として、それに法的利益性を認めなかったのか。言わずもがな、それは「被上告人の主張する」等々の「宗教上の人格権」であって、それ以上でも、それ以下でもなかった。すなわち、1988 最大判で被侵害利益とされたのは、当件一審二審と同様に、「一般に人が自己もしくは親しい者の死について、他人から干渉を受けない静謐の中で宗教上の感情と思考を巡らせ、行為をなすことの利益 (を一内容とする) (ただし、往々にして、「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」とも略)」と規定された「宗教上の人格権 (の一内容)」であった。^① 「静謐な宗教的環境…」と描写される「宗教上の人格権 (の一内容)」が最大判によって「宗教的感情」と再規定され、そのような「感情」「心情」に関することには法的救済を求めることができない、とされたのである。それにも拘らず、最高裁が「宗教的人格権」の法規範性を否定したとの言説が巷間に流布されたが、実際の判決文には、

- (1) 「**宗教上の人格権**」といわれる) 「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがらがないよう望むことのあるのは、その心情として当然である」
- (2) 「**原審が宗教上の人格権であるとする** 静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送

るべき利益」

- (3) 「**被上告人の主張する** (一) 宗教上の人格権、(二) 宗教上のプライバシーは、その主張内容をみればいずれも原審が**宗教上の人格権**とするところのものと結局同一に帰する」

と表明し、この他に、原審判示として、

- (4) 「**被上告人は**、本件合祀申請による A の県護国神社への合祀によって静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益、**すなわち宗教上の人格権**を侵害された」 (以上太字追加、以下同様)

と正確に記されているように、最大判が被侵害利益として審議したのは「原告・上告人が主張する」「原審がみなす」という、必ず、限定を付した「宗教上の人格権」に付いてであって、「宗教上の人格権 (の一内容)」自体でも、まして、「宗教的人格権」自体についてのことでもない。これが「宗教的感情」と最大判によって再規定され、法利益性が否定されたのであったが、それにも拘らず、あたかも、最大判が「宗教的人格権」自体の法規範性 (法利益性) を否定したかの言説が巷間に流布され、本件「靖国合祀取消し訴訟」の原告側は、「事案が異なる」と高唱し、代って「敬愛追慕権」を立てて回避を計り、被告側はこれを盾に却下棄却を主張した。揚句のはてに、司法裁判所までもが、「最大判が**宗教的人格権 (自体)**の法利益性を否定した」かの臆見、俗々説を、根拠を示さないで、追認して判示

した。判決文第3、2(2)には

「昭和63年大法廷判決は、**直接的には宗教的人格権について判断しているものの**、その実質は、他者の信教の自由との調整に関する判断をしていると理解すべきであって、その判断は、上記アで判示したとおり、人が他者の宗教行為によって生ずる宗教的感情以外の不快の心情ないし感情を持つ場合における信教の自由との調整についても妥当するものであるから、原告らの上記②に関する主張は採用することができない。」

と断定した。最大判が、本当に、(1)「宗教的人格について判断した」のか、そして、それは(2)「宗教的感情以外の不快の心情ないし感情を持つ場合における信教の自由との調整についても妥当するものなのか」、この2つの判示が最大判からどうして導出帰結できるのか。これは、本件原審・控訴審にとって重大な要点であるが、先ずもって、そのような「宗教的人格権」という文言は、一切、最大判に存在しない。それだけではなくて、被侵害利益との関連で審議されたのは、原審以降提示され続けた特定の、「宗教上的人格権(の一内容)」であり、そして

「このような**宗教上の感情**を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済をもとめることができるとするならば、かえって相手

方の**信教の自由**を妨げる結果となるに至ることは、見易いところである。」

と判示され、宗教上の感情の対抗原理とされたのは、「宗教的人格権」ではなくて「信教の自由権」であった。「敬愛追慕権」を「宗教上の感情」と矮小化することについては、本控訴人には、大いに、異論のあるところであって、しかも、本控訴審では「敬愛追慕権」より格段に崇高深甚な「宗教的人格権」を被侵害利益とすることは、後述のとおりではあるが、ここで明確に指摘したいことは、原審判決が判示する「宗教的人格権」なるものは、文言としても、第1準備書面に記述した通り、アイデアとしても最大判には登場しないのである。本控訴人には、最高裁といえども「宗教的人格権」という最深根源的な「人格権」を否定することは、「人格権」そのものを否定し、人間秩序と存在を根底から危殆に貶めるところから出来ることではないと明言しなければならない。

以上の故に、絶対無二の判例とされた1988最大判に依拠するといえども、架空の事実を捏造し、それをもって恣意偏向的論理を展開した原審判決全体は、この一事をもってしても、取消されなければならないことは明らかである。

(1) 今村嗣夫『自衛官《合祀》拒否訴訟・こわされた小さな願い』キリスト新聞社、1989。

信教の自由は、人権中の人権、人格権中的人格権、であり、自由と人権確立への一大原則、人間の尊厳確保の母胎であるとすれば、確かに本件控訴審は重要事件であることは間違いない。本控訴人は、関係諸賢、諸兄の協力を得て、微力で余生短きことを承知の上で、先駆的使命を誠実かつ自覚的に果たすべく希うものである。

第3回口頭弁論（2010.2.2 午後3時～）と、第6準備書面（2010.2.2 提出）では、下記4点について論及しました。

1. 被控訴人靖国神社も同国も、提出書面の日付けが、これまで同様、口頭弁論当日となっており、これは対等な対応を無視するものである。
2. 1988年最大判で決着しているから、即刻、棄却すべき、との、被控訴人らの主張には根拠がない。あるのなら、明示されよ。
3. 被控訴人間の個人情報の授受は、「一般行政サービス」の範囲内と主張されるのであれば、資料を提示して証明されよ。
4. 信教の自由にしろ、宗教的人格権にしろ、一般的権利利益が被控訴人にあるかどうかを控訴人は争っているのではない。特定個人である亡父西山忠一の個人情報を授受し、特定宗教法人の祭神としている合祀の取り消しを請求しているのである。

第6準備書面から3. についての箇所を抜粋掲載いたします。

両被控訴人間での合祀資料の授受は「一般行政サービスの範囲内のこと」であったとする両被控訴人主張の証明不履行について

本控訴人西山俊彦は、2009年4月27日付けで提出した控訴理由書において、原判決の数々の不当性を指摘したが、とりわけ、原審判決に著しかったものの一つが、事実解明の不尽、不履行である。事実の確定がなければ、審議対象も課題も不明であって、裁定は愚か、司法の場に着くことさえできない。とすれば、事実確認は前提中の前提であって、これを指摘するのも憚れるのではあるが、この事態は原審審議の隅々まで及んだ憂うべき事実であった。この絶対不可欠な事実確認の不在については、理論的事実確認の一部として、第4準備書面をもって請求の趣旨の根幹に位置する「控訴の理由」が、原審にて判例とされた1988年最大判に、そもそも、存在するのかが

うかに付いて糾し、両被控訴人の主張の根拠を明示するよう本第6準備書面前半でも請求したところではあるが、同様の確認不在は即物的、行為的、組織的レベルにおいても、著しいものであった。被控訴人宗教法人靖国神社へ合祀されるに際して、必要不可欠であった、戦没者の個人情報の両被控訴人間での授受は「一般行政サービスの範囲内」のものであったとの、原審段階からする両被告からする主張については、一切の事実確認はなされず、にも拘らず、原審判決は、両被告申し立てに追随し、文字通りに再論して判決とした。事実確認を経ない裁定が一方的にならないとすれば不思議というもの、しかし、これはお伽の世界のことではなくて、2009年2月26

日、本件「合祀取消し訴訟」判決に眞となった司法の裁定であった。合祀に不可欠な個人に関する機密情報は当人の尊厳そのもの、通常他者の手の及ぶところではないことはもちろん、自由に開示、移譲できるものであるはずがない。どのような経緯でもって、そのような機密事項が、全くの第三者に過ぎない宗教法人靖国神社の入手するところとなったのか。このことに関する授受は、靖国神社の能力を越えたものであることは、被控訴人靖国神社自身が認めているところであり、政府と地方公共機関の関与なくしては起こりえない事実ではあるが、であればあるだけに、この授受の正当性と権利侵害の有無に付いて、特に本件での「合祀取消し訴訟」にあつては、究明しなければならない重要要件であるのは明白であろう。それが、こともあろうに、2009年2月26日に示された大阪地裁原審判決では、事実確認は、一切、抜きで、被告国、及び、同宗教法人靖国神社の申し立てを全面的に追認して、被合祀者に関する両被告間の個人情報授受は「一般行政サービスの範囲内」のことでありとの判決が下された。本件控訴審では、合祀が被控訴人靖国神社の単独不法行為であったか同国との共同不法行為であったかの如何に拘らず、被控訴人国の靖国合祀に不可欠な個人情報の両被控訴人間での授受が「一般行政サービス」の範囲を超えた単独不法行為に当るか否かが問われているのであるから、被控訴人宗教法人靖国神社と同国との、それぞれの責任如何が問われている。従って、同靖国神社による亡父西山忠一の無断合祀の不法性の如何、及び、権利利益侵害の如何を問わず、被控訴人国からの合祀情報の

提供（の不法性の如何）が「一般行政サービス」の範囲内であったか否かが解明されなければならない。よって、両控訴人それぞれに、以下に記す事項について、早急かつ誠実な証明を請求する。

なお、本事項に関する2009年4月27日の控訴理由書の提出以来、控訴人からの一貫した請求に対する被控訴人らの応答は、2009年7月10日付靖国神社の答弁書には全く記載がなく、2009年7月10日付国からの答弁書には

「いずれも釈明の要を認めない」

と記すだけであった。また、既述の通り、10月21日、第2回口頭弁論直前に届いた両被控訴人からの第1準備書面による回答では、靖国神社のそれには

「合祀から既に長期間が経過しており、調査することは困難であるし、本件の判断に上記情報提供の時期・方法の詳細は必要がないから、被控訴人靖国神社は、求釈明に応じない」

とあり、国からの「回答」には、触れることさえされていなかった、のは既述の通りである。ただ、来る2月2日付け被控訴人国は丙第26号証として、東京高裁平成18年（ネ）第3198号事件判決文を、同判決が靖国合祀について国が共同不法行為を行ったとは認められない判例として提出したが、もし、これが、被控訴人国の主張を追認しただけのものであったのなら、本件原審同様の信憑性しか有しておらず、もしも、資料による事実確認を経たものであれば、その資料を被控訴人主張の裏付けとして提示することを請求する。

応援メッセージ

広島市 西村温子

ニュースレターをくり返し読ませていただきました。たいへんな労力だったと思います。何回も読ませていただきましたが、難しい箇所もあり全部は理解できませんでしたが、ただ私は、普通の一人の日本人として感じたままを投稿させていただきます。

はじめ8人というほんの少数ではありましたが、靖国合祀に憤る人々が裁判をおこすまでは、私も多勢の日本人がそうであるように合祀ということばさえ知らず、深くも考えずに過ごしてきました。西山神父様の『靖国合祀取消し訴訟の中間報告』（サンパウロ、2006年）を読んで、はじめて、すべての戦死者は国が始めた戦争に強制的に参加させられ、思想まで変える教育を受けさせられたあげくに、戦死者を合祀することにより、敗北した日本の戦死者に対する「いいわけ」を遺族に押しつけ、「神として祀ってあげているんだから」遺族も文句はないだろうという戦争に続く第二の思想をマインドコントロールしてしまっているんだと三年前にはじめて気がつきました。

ところで、裁判というのは、他の多くの裁判でもそうであるように、物的証拠でさえも覆し、不当な判決が下ることは日常的なことといっても過言ではないほど強引な方が勝つという不思議な性格をもっています。（私は一般の民事裁判で自分が原告となり、敗訴となった経験が2回あります。）

しかし、この靖国合祀反対訴訟は、特に巨大な、構造的な永年にわたる権力や思想と信教の自由との闘いであるがゆえに、蟻の一穴となるには、たった一人でも命がけの道のりがこれからも続くのではないかと大変心配しております。しかしこれは何と画期的な闘いでありましょうか。

私が西山神父様と知り合った最初の頃、神父様は口数が少なく静かで、とても敬虔で謙遜な方という印象を受けました。しかし、発言すべき時には毅然と闘うその姿に、私どもは心から、からだ全体から、ことばから奥深いものが伝わってきました。

私は何もできないけれど、はじめて今度、4月27日（火）の第4回口頭弁論を傍聴しに行きたいと思います。参加する一人ひとりが、これは信教の自由、人権、また平和への道だという確信をもって一致できればと思います。

<先駆者として>

山本 保

最初に西山俊彦神父にお会いしたのは、1980年代後半に玉造の聖マリア大聖堂の地下ホールで行われた「平和旬間」の催しで「世界の貧しい国々と構造悪」に関する講演だった。西山神父さんが世界の貧しい途上国を訪ねられた体験に基づいた内容で迫力があつた。その後、私はカトリックの洗礼を受け、大阪教区の正義と平和協議会や「日本における信教の自由を考える会」で活動し、西山神父と顔を合わせる機会が増えました。

□本人訴訟の鹿児島判決だけ「平和的生存権」に一定の理解

私が裁判に関わったのは、1990年の天皇の即位の礼・大嘗祭違憲訴訟と平行して、日本が湾岸戦争に戦費を負担したことを違憲とする「市民平和訴訟」でした。それ以後、自衛隊の海外派兵関係や「思いやり予算」違憲訴訟など5件、小泉首相の靖国神社参拝違憲訴訟が2件など1990年代以降、ずっと裁判に関わってきましたが、2003年の脳梗塞の後遺症で身体が不自由になり、裁判から遠のいています。

湾岸戦争違憲訴訟は全国5カ所で行なわれ、敗訴しましたが、唯一友田良子さんらの本人訴訟で行なわれた鹿児島の第一審（1997年）だけが、「…憲法前文、九条等の規定は、憲法が国民と国（公権力）との関係で、国に対し平和の維持を義務づけていると解することができる。これを国民の側からいえば、憲法上、国民は国に対し、平和を維持するように要求することができる権利（これを仮に「平和的生存権」と命名することができる）があるというべきである」と原告の主張する「平和的生存権」に一定の理解を示した画期的判決を勝ち取り、傍聴していた私が感激したことを覚えている。

□キリスト者の「信仰（宣教）の自由」とは？

自衛隊の海外派遣反対や靖国参拝訴訟はいずれも中核となる事務局が設けられ、プロの弁護団がつき、私自身は証人になった経験がなく、公判ごとに裁判を傍聴し、集会に参加するだけで気楽なものでした。ただ、原告一人ひとりが、裁判所あてにどういう理由で訴えたのか、具体的にどういう侵害があつたのか、「上申書」を書く時、憲法9条の絶対平和主義に違反し、憲法前文に基づく、「平和的生存権」を侵されているという抽象的な理由だけではなく、宗教者らしい理由が必要だろうと強く感じました。

そこで参考にしているのが、マッキントシュ牧師（在日大韓キリスト教異教会）が指紋捺捺を拒否し、1987年に大阪地裁に「在留権訴訟」で、憲法20条の「信仰（宣教）の自由」を根拠にして争っておられることである。戦後の日本国憲法は、第19条に思想・良心の自由を保障し、21条では集会、結社、言論、出版、表現の自由を保障している。その真ん中の20条に「信仰の自由」を認めている。ところが、「信仰は個人の内面的な問題」という法解釈が定着し、裁判所もそれに従って「内面の問題」として片づけてきた。カトリック信者が

信仰を内面の問題としてとらえ、救済・ご利益・秘跡を求めているものと一致しているが、キリスト者の信仰はそれだけのものか。そのことをマッキントシュ牧師は私たちに問いかけているのではないか。

住民の半数強が在日韓国・朝鮮人で占める生野区異地域で、マッキントシュ牧師は説教をしたり、宣べ伝えるだけでなく、言行一致でなければならず、常に地域の人々と共に歩むことが求められ、それを実践してきた人であった。聖職者はともかく、信徒にどこまで求められているのか。教皇パウロ6世の使徒的勸告『福音宣教』では、「教会はまさに宣教するために存在」し、「正義と平和のなかで、人間の正しい発展を推進することなくして、どうして新しい愛の掟を宣言することができようか」と私たちに正義と平和を実践することを求めている。福音を実践し、社会や国家の不正に対して、自由と平等、人権尊重の立場から正義と平和を求めることは、口先だけでは済まされない、当然、行動が伴う。少なくともキリスト者の信仰は、そういうものではないか。憲法20条の「信仰の自由」とは、少なくともキリスト者である私たち一人ひとりに、「宣教活動」を求めている。誰かが行動（訴訟）を起こさなければ社会は変わらないし、憲法20条も憲法9条の平和主義も「絵に描いたモチ」で終わり、実現されないと私は思っている。

□司法が市民の常識に近づきつつある

米軍駐留経費を私たちの税金で負担している分を返せという「思いやり予算」訴訟の敗訴が確定した2000年に、主任弁護士の加島宏弁護士が大阪の裁判所近くの野外音楽堂に原告を集めて話したことを、いまでも覚えている。軍事費拒否事件から一貫して手弁当で弱い立場の市民の弁護活動を続けてきた加島さんは「私たちの要求している平和や人権、信教の自由を求める訴訟を裁判官が認めるまで少なくとも10年はかかる。それまで訴え続けることは無駄ではない」と言われた。その時、「10年か」と大きなため息をついたことを覚えている。2002年のイラク戦争で小泉首相が自衛隊を戦闘地域に派兵した訴訟を名古屋で立ち上げたことを聞き、無条件で原告に加わった。3000人を超える市民（全国では5000人以上）が声をあげた「自衛隊イラク派兵阻止訴訟」の名古屋高裁の判決は2008年4月17日、「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで行っている米兵などの輸送活動は、他国の武力行使と一体化したものであり、イラク特措法と憲法9条第1項に違反する」との判断を下した。司法が自衛隊のイラク派兵活動が憲法9条違反と明言した意味は大きく、加島弁護士の「10年」の予言(?)より短かったのは、市民の常識に司法が近づいたからで、全国で5000人も異議を申し立てたことも大きな力になったと信じている。

首相などの靖国神社公式参拝は2005年の大阪高裁などで違憲判決が定着化しつつあるが、遺族が合祀の取消しを訴えたのは初めてと聞いている。それには靖国は国家がつくった「天皇の神社」であり、戦争と強く結びついていることを日本人が理解し、日本人の宗教観と「信教の自由」の意義を強く認識することが求められるが、西山さんの訴えがその一里塚になることを望む。何よりもお身体をご慈愛ください。

◇ハイチ大地震

長く政情不安に翻弄されてきたカリブ海の小国ハイチに大地震が襲いました。

『30万人が家を失い、遺体が放置された通りには死臭が漂う・・・』と、ありました。

25年前の1985年4月、西山俊彦神父が、

“世界平和を求めるこの私が日本人であることは争えない事実、

しかもこの事実を超える生き方を現実のものとしようとしている”

との、思いでスタートした第1回平和巡礼のおりに見た25年前のハイチも目を覆いたくなる状況でした。

◇1985年7月19日（金）ハイチ

13:15 AF364便が着陸態勢に入った。これは何だ、眼下に人間の住まいとは思いたくない光景がビッシリ、世界にスラム多しといえどもハイチは首都ポート・オ・ブランスは格別。むせ返る。



雨は天の恵み。このあたり、悪臭ポンプのドブ水で行水していた。

◇1985年7月20日（土）

とにかく電話もかからねば連絡もとれない。

今朝など面会を希望していたカブ・ハイチアンのガディヨー司教と対面して朝食を取り話し合っているのに名乗ることさえ躊躇われるらしい（グアテマラ、キューバ等多くの途上国でもそうだった）。

8:00 シスター須藤とサギノーの国立（結核）病院へ、ドイツ、日本の無償援助で建った病棟各2にはまだ、電燈なし、薬品、備品の多くはカナダから……ハイチ人医師（6名）は登院せず、金になるところで仕事をしているとか……私をみると皆んな手を出す、お腹が空いているからだ。入院患者だけでなく病院職員まで手を出すのには、ただ驚嘆あるのみ——

「バリクラブ」（主要債権国会議）が、ハイチに対する債権放棄を呼びかけましたが、遅すぎた感を否めません。ハイチは貧しいだけではなく借金だらけの国。ハイチを統治していたフランスは、独立を承認する代償として現在の通貨価値に換算して200億ドルもの支払いを要求しました。それ以来、ハイチは借金返済に苦しみ、70年代から80年代に軍事独裁政権を敷いたジャンクロード・デュバリエ元大統領は、国の財政を私物化して債務を増やしました。

ハイチは借金でひどく痛めつけられ、ピーク時の負債総額はGDP（国内総生産）の3倍に当たる140億ドル。09年の利息の支払い額は年間5000万ドルで、元本返済にすら行き着かない状態です。ハイチの1人当たりGDPは約1300ドルで、バングラデシュなどと同レベル。推計5万人の犠牲者を出し、首都ポルトープランスの政府機関も経済活動も破壊し尽くした今回の地震による被害で、ハイチのGDPは少なくとも15%減ると専門家は試算しています。

（2010.1.22Newsweek 日本版）

平和旬間が巡りくると、人はあの痛ましかった大戦を回顧する。しかし、大戦に優る現代の惨禍を直視することなくしては、我々の信仰は形骸化する。“ノー”と叫ばないものは、“イエス”と追認した者となり、幼子の一人に手を貸さないものは人類の犯罪への“共犯者”になりかねない。（靖国訴訟と決して無縁のことではないと思われます。）

ニュース・レターNo.1 発行以降、少しずつ支援の輪がひろがりはじめ、
励ましの言葉、カンパ（3月8日現在 61 件、次号にて収支報告）などをいただき感謝しています。

これからもよろしく願いいたします。

ご質問、応援メッセージ等もどんどんお寄せ下さい。（mail 及び、郵便）

なお、（4月4日予定）に有志集会を予定しています。

参加希望の方は下記までご一報ください。（詳細をご連絡いたします。）

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

（目 的）

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に応えて）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

（ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。）

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>（判決要旨、判決骨子掲載）

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 （郵便振替） 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。